

報告第 2 号参考資料

○専決処分をした条例の改正理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の改正に伴い、条文中の引用条項及び名称が改正されたため、町の条文も伴って改正したものです。

○利根町土採取事業規制条例新旧対照表

現行	改正案
第 1 条省略 (適用事業) 第 2 条 この条例は、次の各号の一に該当する土採取事業を除き、土の採取場（土を採取する一団の土地をいう。以下「採取場」という。）の面積が 1,000 平方メートル以上、又は採取場において採取する土の量が 2,000 立方メートル以上の土採取事業について適用する。 (1)～(9) (略) (10) 宅地造成等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号) 第 8 条第 1 項の規定による許可に係る宅地造成に 関する工事として行う土採取事業 (11)～(20) (略) 第 3 条以下省略	第 1 条省略 (適用事業) 第 2 条 この条例は、次の各号の一に該当する土採取事業を除き、土の採取場（土を採取する一団の土地をいう。以下「採取場」という。）の面積が 1,000 平方メートル以上、又は採取場において採取する土の量が 2,000 立方メートル以上の土採取事業について適用する。 (1)～(9) (略) (10) 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号) 第 12 条第 1 項の規定による許可に係る宅地造成等に関する工事として行う土採取事業 (11)～(20) (略) 第 3 条以下省略 附 則 この条例は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）の施行の日から施行する。